

R3年度 留守家庭児童会のしおり

留守家庭児童会とは

保護者の仕事・病気などの理由によって昼間家庭で保護・指導できない児童のために、適切な遊びや生活の場を与えて、健全な育成を図ることを目的としています。

1 対象児童

◇保護者の仕事等の理由によって保護されない小学校児童（1年生から6年生）

※各児童会は定員があり、定員を超えた場合は、低学年児童及び障がいのある児童を優先し、高学年児童から退会または入会できないことがありますのでご了承ください。

2 学童保育実施費負担金

◇留守家庭児童会に入会した場合、下記の区分に応じた負担金が発生します。納期内納付にご協力ください。

区分	該当世帯	月額
要保護世帯	生活保護世帯	0円
準要保護世帯	要保護世帯に準ずるものと教育委員会が認定した世帯	900円
一般世帯	上記以外の世帯（1人目）	1,800円
	“（2人目以降）	900円

※学童保育料滞納の方は、入会できません。

保護者の都合等により、留守家庭児童会を長期間休む場合も負担金は発生しますので、ご注意ください。

3 利用時間及び休校日

学校に登校する日	下校時から登録時間（最長午後6時）まで
土曜日、長期休暇、臨時休校、振替による休校日など	午前8時～午後6時まで

※休校日の場合、午前9時から午前10時までの1時間は学習時間となっておりますので、必ず子どもに適した課題と筆記用具を持たせてください。

※吹雪等での集団下校時には、集団で留守家庭児童会に来ていただきます。

また、帰宅の際には、保護者の方のお迎えをお願いします。

※留萌市内の交通機関がマヒするなど（暴風雪、大雪等）の場合、児童会の利用を制限することがあります。

※休校日の場合は、お弁当（昼食）・おしぼりを持たせてください。

（お弁当は極力手作りのものをお願いします。）

※インフルエンザなどの感染症の拡大を防ぐため、出席停止児童は利用ができません。

学校・学年・学級閉鎖になったクラスの児童も感染の有無に関わらず利用できません。

（発病していなくても利用できません。）

※入会決定通知書に記載されている「利用時間」の一時的な時間の延長（開設時間内）・短縮を希望する場合、もしくは都合等により欠席する場合は、必ず保護者の方が直接指導員に連絡してください。（事故などを未然に防止するため、子どもや友人など保護者以外の方からの連絡は受け付けません。）

4 留守家庭児童会がお休みの日

日曜日、祝祭日、年末年始（12月31日～翌年1月5日）

5 常備するもの

◇上靴、着替え（下着）、汗拭きタオル（必要児童のみ）

※持ち物全てに名前を書いてください。ジャンパー類は、掛けひもを付けてください。

6 注意事項

- ① 度重なる無断欠席等、留守家庭のきまりを守れない場合や、他の入会児童に悪影響を及ぼす恐れのある児童については、退会していただきます。
- ② 子どもに対する学校との協力体制を円滑にするため、留守家庭に入退会したことは、保護者から担任の先生に連絡してください。
- ③ 留守家庭児童会は、対象児童に対し健全育成を行う場として運営しておりますが、教育する場ではないことをご理解ください。
- ④ 入会後は、保護者の協力が不可欠となっておりますので、指導員との連絡を密にし子どものために少しでもお力添えをいただくようお願いいたします。
- ⑤ 家族の方のお仕事等がお休みの場合は自由来館でのご利用をお願いします。その際は必ずご連絡ください。
- ⑥ 家庭内での※監護が可能となった場合など入会要件を満たさない場合は、速やかに退会届を提出していただきます。
- ⑦ 自己都合により年度途中で退会し、同年度に再入会を申し込んだ場合、定員の都合上入会できない事がありますので、ご注意ください。
- ⑧ 留守家庭児童会では貴重品を預かることができません（ゲーム機・カードゲーム、現金など）。万が一、留守家庭児童会の中で紛失などにあった場合は、一切責任を負うことができませんのでご注意ください。

※監護：子どもの生活について、社会通念上必要とされる監督、保護を行っている状態

7 入会申請

例年2月中に行います。以降は随時受付していますが、定員等により入会できない場合があります。

①申請期間 **令和3年2月1日(月)～15日(月)**

②必要書類

下記の表のとおりです。(※各児童センター、教育委員会子育て支援課にて配布しております。)

③申請場所 右記、**8 実施場所・名称**と同様

	備 考
留守家庭児童会入会申請書	必須 ・裏面の調査票にも記入が必要です。 ・緊急連絡先は連絡手段として効力が高いものをご記入ください。 ・学年の記載欄については 2021年4月の学年 をご記入ください。
児童を保護・指導をできないことを証明する書類(例:雇用証明書、自営業証明書など)	必須 ・保育園(留萌、沖見、みどり)・小規模保育(すまい留)に入園する児童がいる世帯については不要です。
同意書 (税情報等の調査用)	必須 ・留守家庭児童会の認定や学童保育実施費負担金を滞納された場合、税情報を確認する場合がありますので、ご記入ください。
留守家庭児童会運営負担金減免申請書(必要に応じて)	・同一世帯で2人以上の児童が入会する世帯 要保護・準要保護世帯は必要に応じて提出してください。
申立書 (必要に応じて)	・保護者が仕事以外の理由(病気等)で児童を保育できない場合。 例)父が仕事で母が長期入院の場合、申立書に加えて母の診断書か医療費を支払った領収証の写しが必要の場合があります。

8 実施場所・名称

校 区	名 称	実施施設名	定 員	電 話 番 号 (申込・問い合わせ先)
留 萌 小学校	留萌小学校区(寿) 留守家庭児童会	寿児童 センター	40名	43-1193
	留萌小学校区(沖見) 留守家庭児童会	沖見児童 センター	30名	42-0072
東 光 小学校	東光小学校区 留守家庭児童会	東光小学校内	80名	080-1879-2220 090-5077-4571
緑 丘 小学校	緑丘小学校区 留守家庭児童会	千鳥児童 センター	30名	42-2226
潮 静 小学校	潮静小学校区 留守家庭児童会	潮静児童 センター	30名	42-1303
港 北 小学校	港北小学校区 留守家庭児童会	港北小学校内	30名	090- 7514-1203

※東光小学校区留守家庭児童会の申し込みにつきましては、東光小学校内の留守家庭児童会に直接お申し込みください。

※住之江児童センターでは受付しておりませんので、ご注意願います。

退会時は、速やかに「留守家庭児童会退会届」を各留守家庭児童会または子育て支援課に必ず提出してください

問い合わせ先

留萌市教育委員会 子育て支援課
電 話 : 42-1808

各留守家庭児童会に関する問い合わせ先
電 話 : 上記一覧表のとおり